伊佐市農業委員会第５回総会議事録

１．開催日時　　令和８年８月 28 日（金）　午前９時 00 分から９時 40 分

２．開催場所　　菱刈庁舎３階大会議室

３．出席委員　　（23 人）

会　　長　　13 番委員

委　　員

農業委員

1 番委員
2 番委員
3 番委員
4 番委員
5 番委員
6 番委員
7 番委員
9 番委員
10 番委員
11 番委員
12 番委員

農地利用最適化推進委員

1 番推進委員
2 番推進委員
3 番推進委員
6 番推進委員
7 番推進委員
8 番推進委員
11 番推進委員
12 番推進委員
13 番推進委員
14 番推進委員
15 番推進委員

４．欠席委員（４人）・欠員（１名）

５．議事日程

第１　会議録署名委員の指名　　３番委員　　４番委員

第２　議案第１号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について

議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第５号「非農地証明願」について

６．農業委員会事務局職員

事 務 局 長　　農地振興係長

農地振興係書記　　農地振興係書記

【開始時間　午前９時00分】

事務局長　みなさんおはようございます。暑い中お集まりいただきありがとうございます。

只今より、令和８年度第５回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は12 名です。規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしくお願いします。

議　　長　みなさん、おはようございます。

朝夕だいぶ涼しくなっていますが、日中 40℃近くになって暑い日が続いております。只今、利用状況調査の最中でございますが、充分熱中症には気を付けて頑張っていただきたいと思います。

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします、3番農業委員と4番農業委員にお願いいたします。

皆様にお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。

只今より総会を始めます。

―――――――― 諸般報告 ――――――――

議　　長　事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第 18 条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事　務　局　報告の前に報告1号についてご説明いたします。2ページの番号5番をご覧ください。本申出の中に面積違いの同地番が2筆ずつありますが、それぞれを3筆に分筆し、そのうち 2 筆ずつを道路買収等により分筆登記中であり地番がまだ確定していないことによるもので、道路買収にあたり合意解約が必要なため、申出が提出されたものです。

また、分筆後の残地についてはそれぞれ引き続き契約継続となります。

それでは、報告 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につきまして、資料の 1 ページから 3 ページでバンク法解約が 3 件、基盤法解約が 8 件の合計 11 件です。以上で報告を終わります

議　　長　報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

（「なし」という声、多数あり。）

議　　長	なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
	―――――――― 議案第1号 ――――――――
議　　長	議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について議題といたします。事務局の報告を求めます。
事　務　局	議案第 1 号　農用地利用集積等促進計画（案）の貸借に係る意見決定について説明いたします。 13 ページの総括表をご覧ください。期間は 3 年から 40 年で面積は 137,815 ㎡で利用権を設定する者の数が 40 人、設定を受ける者の数は 21 人です。土地の詳細につきましては、資料 4 ページから 12 ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。
議　　長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議　　長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　　長	賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については決定いたしました。
	―――――――― 議案第2号 ――――――――
議　　長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。 整理番号1番と、3 番から9番まで一括で報告をお願いします。整理番号2番は、議案第2号の最後に報告をお願いします。 ご意見、質問は、全ての報告終了後にお願いいたします。 整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。
3　　番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理

農業委員	番号1番について、去る8月 24 日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。 譲受人 IS さんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は 45 歳です。 譲渡人 IK さんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は 72 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字田ノ口 2367 番2外7筆で、6筆の田、計5,991㎡と、2筆の畑、計 1,897 ㎡で、合計8筆7,888 ㎡です。申請理由は贈与で、現地は良く管理された農地で、経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いします。
議長	整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。
2番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番について、去る8月 24 日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 HF さんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は 88 歳です。 譲渡人 YS さんは、伊佐市大口牛尾に居住され, 年齢は 82 歳です。 申請地は、伊佐市大口牛尾字豆漬 1573 番 1 外 3 筆で、地目は田、地積は 2,420 ㎡の売買であります。農業従事者は5名で、通作距離は約1km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議長	整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。
5番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番における、譲渡人 SMさん について説明いたします。今回の申請につきましては譲渡人の SMさん がお亡くなりになっており、法定相続人による申請となりますが、公正証書の中に遺言執行人として弟である、 KT さんに定めてありましたので、譲渡人の欄は SMさま、(遺言執行人 KT)さまで記載してあります。また、譲渡理由は公正証書が添付されており、遺贈となっています。なお、SMさんは、お亡くなりになった時の住所で記載されています。

去る8月 24 日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。
申請人　KT　さんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 76 歳です。
譲渡人　SM　さんは、熊本県水俣市月浦です。
申請地は、伊佐市大口田代字高林 130 番 2 外 2 筆の畑 6,652 ㎡、大口宮人字下馬渡1230 番外2筆の田 3,332 ㎡で、合計で 9,984 ㎡です。譲渡理由は遺贈であります。申請者は新規就農者で、農業従事者は　2　名で、通作距離は9km 程で、畑は良く管理されていますが、田は不耕作地であります。経営意欲はあり、農機具のトラクター、田植え機、コンバインなどはリースをするとのことです。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、保有個人情報の利用提供について、公正証書、営農計画書等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議　　長　整理番号5番について、2番農業委員の報告を求めます。

2　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番について、去る8月 24 日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。
申請人　NK　さんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 64 歳です。
譲渡人　HT　さんは、鹿児島県鹿児島市星ヶ峯に居住する市外住民です。
申請地は、伊佐市大口木ノ氏字大谷1950番76で、地目は田、地積は3,336㎡の売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は約 2km 程で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号6番について、7番農業委員の報告を求めます。

7　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番について、去る8月 17 日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。
申請人　KM　さんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 80 歳です。
譲渡人　KS　さんは、鹿児島県姶良市松原町に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字堂ノ脇 800 番 1 外 1 筆で、地目は田、地積は 1,352 ㎡で、贈与であります。農業従事者は 2名で、通作距離は約 3km 程で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号7番について、10 番農業委員の報告を求めます。

1　0　番
農 業 委 員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番について、去る8月 20 日に現地調査を行いましたので、私 10 番が報告いたします。

申請人 NT さんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は 58 歳です。

譲渡人 TT さんは、福岡県北九州市戸畑区椎ノ木町に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田 2491 番 1 で、地目は田、地積は 85 ㎡で、贈与であります。農業従事者は3名で、通作距離は約 200mで、良く管理された農地で、時間で約 2 分です。主に水稲を栽培されており、経営意欲はあり、農機具等はトラクター、田植え機、コンバイン等完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号8番・9番について、11 番農業委員の報告を求めます。

1　1　番
農 業 委 員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 8 番について、去る8月 24 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。

申請人 MS さんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 40 歳です。

譲渡人 HM さんは、伊佐市菱刈荒田に居住し、年齢は 71 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字馬頭水流5242番2で、地目は畑、面積は842㎡の売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は1km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われます

	ので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
1　1　番 農業委員	続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番について、去る8月 24 日に現地調査を行いましたので、私 11 番が報告いたします。 申請人　MS　さんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は 40 歳です。 譲渡人　UY　さんは、伊佐市菱刈荒田に居住し、年齢は 83 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字馬頭水流5241番1外2筆で、地目は畑、地積は3,856 ㎡の売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は1km で、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議　　長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議　　長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番と、3番から9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　　長	賛成多数。よって整理番号1番と、3 番から9番については許可が決定いたしました。 整理番号2番についてですが、この議案は8番推進委員が利害関係者となっていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。 それでは、8番推進委員の退席をお願いします。 （8番推進委員退席）
議　　長	整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9　番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番について、去る8月24日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人　IY　さんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は42歳です。

譲渡人　UF　さんは、伊佐市大口山野に居住しており、年齢は99歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字中牟田1698番85、地目は畑、地積は1,227㎡。同じく字中牟田1853番1外1筆、地目は田、地積は4,574㎡で、所有権移転売買です。合計　5,801　㎡です。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　長　報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　長　なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長　賛成多数。よって整理番号2番については、処分決定いたしました。

ここで、8番推進委員の入室をお願いします。

（8番推進委員着席）

議　長　8番推進委員、整理番号2番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数9件について、9件の許可が処分決定いたしました。

―――――――― 議案第3号 ――――――――

議　長　議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。

6　番 農業委員	議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号１番につきまして、去る８月 24 日に、申請代理人の　T行政書士　立ち合いのもと、２番推進委員、３番推進委員、私６番農業委員の３名で共同調査をしましたので、私６番委員が報告いたします。 申請人　MA　さんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は 25 歳です。 申請地は伊佐市大口小木原字屋敷田 422 番 91、地目は畑、地積は 302 ㎡であります。農地区分は第１種農地、不許可の例外となっており、転用目的は駐車場及び倉庫建設であります。所在地はK団地から北東 100mに位置しており、南側は畑、東側は宅地、北側は道路、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、T行政書士への委任状などが提出されています。調査の結果、この申請については、３人の調査員の意見として適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議　長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議　長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号１番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　長	賛成多数。よって整理番号１番は、処分決定いたしました。 整理番号2番についてですが、この議案は6番農業委員が、利害関係者となっていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。 それでは、6番農業委員の退席をお願いします。 （6番農業委員退席）
議　長	整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。
2　番	議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

農業委員	いてのうち、整理番号２番につきまして、去る８月 24 日に、１番推進委員、４番推進委員、私２番農業委員で、申請人の　ＩＴさん　立会いのもと、３名で共同調査をしましたので、２番委員が報告いたします。 　申請人　ＩＴ　さんは、伊佐市大口山野に居住する専業農家で、年齢は 67 歳です。 　申請地は伊佐市大口山野字井立田 1384 番 1、地目は田、地積は 1,048 ㎡であります。農地区分は第２種農地その他農地となっており、転用目的は農業用資材置き場として利用であります。申請地の所在地はＩ牧場から西へ 700mに位置しており、南側は田、東側は水道用地、北側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書が提出されています。調査の結果、この申請については、３人の調査員の意見として適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議　　長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議　　長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　　長	賛成多数。よって整理番号2番については、処分決定いたしました。 ここで、6番農業委員の入室をお願いします。 （6 番農業委員着席）
議　　長	6番農業委員、整理番号2番については許可が決定いたしました。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について2件が処分決定いたしました。 ――――――――― 議案第4号 ―――――――――
議　　長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7　番 農業委員	議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号１番につきまして、去る８月 24 日に、申請代理人の　A行政書士　立ち合いのもと、６番推進委員、事務局職員N、私７番農業委員の３名で共同調査をしましたので、私７番委員が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口里に所在する　株式会社U　一般法人です。 譲渡人は、伊佐市大口里にお住いの　ＵＫ　さんで、年齢は 71 歳です。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第２種農地となっており、転用目的は駐車場兼資材置場です。申請地は伊佐市大口里字愛宕ノ下 1795 番 1、地目は田、地積は 212 ㎡であり、所在地は伊佐市役所から南西へ 500 mに位置しており、南側は宅地、東側は道路、北側は宅地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書などが提出されております。調査の結果におきまして、この申請については、３人の調査員の意見として適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議　長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議　長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　長	賛成多数。よって整理番号1番については、処分決定いたしました。 整理番号2番について、11 番農業委員の報告を求めます。
1　1　番 農業委員	議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号２番につきまして、去る８月 24 日に、申請代理人 M行政書士　立ち合いのもと、11 番推進委員、12 番推進委員、私 11 番農業委員の３名で共同調査をしましたので、私 11 番委員が報告いたします。 譲受人は、東京都港区新橋に所在する　S株式会社　一般法人です。 譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住される、　ＫＫ　さんで、年齢は 68

歳です。
本申請は所有権移転売買で、農地区分は第２種農地その他農地となっており、転用目的は試錐施設及び付帯施設建設及び駐車場です。申請地は伊佐市菱刈川北字小金塚 1397 番 1、地目は田、地積は 851 ㎡であり、所在地は民宿Ｄよりから東へ１㎞ に位置し、南側は田、東側は山林、北側は山林、西側は市道であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書などが提出されています。調査の結果、この申請については、３人の調査員の意見として適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議　　長　報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　賛成多数。よって整理番号2番については、処分決定いたしました。
議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について2件が処分決定いたしました。

―――――――― 議案第 5 号 ――――――――

議　　長　議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について 12 番農業委員の報告を求めます。

１　２　番
農業委員　議案第５号「非農地証明願」についてのうち、整理番号１番につきまして、去る８月 24 日、申請代理人の　Ｓ行政書士　立ち合いのもと、９番推進委員、10 番推進委員、私 12 番農業委員の３名で現地調査を行いましたので、12 番農業委員が報告いたします。
申請人は、伊佐市大口曽木に居住する　相続人代表　ＴＭ　さんです。
申請地は伊佐市大口下殿字竹下 835 番 369、地目は畑、地積が 256 ㎡であります。申請地の所在地はＫ組合から南西に約 0.3ｋｍに位置しており、南側は宅地、東側は宅地と畑、北側は畑、西側は宅地であります。現

	況は竹・雑木が茂る藪となっております。非農地となった時期及び理由としまして、平成 15 年頃に周辺の宅地化に伴い、生産性が低下した結果、耕作放棄したとのことです。 調査の結果、現地は既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると３名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、その他必要書類が添付されております。委員の皆様の審議方よろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議　　長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議　　長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号１番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　　長	賛成多数。よって整理番号１番は、非農地が決定いたしました。 議案第5号「非農地証明願」については、1件の申請のうち1件の非農地証明願が決定いたしました。
	――――――――――その他 ――――――――――
議　　長	事務局お願いします。
事　務　局	総会資料の最終ページをご覧ください。8 月の月例報告を致します。5 日(水)8 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され事務局が出席、24 日(月)が現地調査を一斉に行いました。本日 28 日(金)が第 5 回農業委員会総会です。 9 月の行事予定ですが、4 日(金)9 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、24 日(木)が現地調査予定、28 日(月)が第６回農業委員会総会予定です。
議　　長	その他、皆様から何かございませんか。 （「なし」という声、あり。）
事 務 局 長	以上で、令和8年度第5回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してくだ

さい。 一同礼。
　みなさまお疲れさまでした。(解散)

【終了時間　 午前9時 40 分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会　　長　　会　　長

伊佐市農業委員　　3　　番

伊佐市農業委員　　4　　番